

埼玉県超長期等市場公募債主幹事選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県超長期等市場公募債の起債に係る主幹事を選定するため、埼玉県超長期等市場公募債主幹事選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、主幹事となるべき候補者（以下「主幹事候補者」という。）の提案を審査し、主幹事を選定する。

(委員)

第3条 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、主幹事候補者の提案の審査及び主幹事を選定を総理し、委員会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部財政課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

委員長	企画財政部長
副委員長	企画財政部政策・財務局長
委員	企画財政部財政課長
〃	産業労働部金融課長
〃	会計管理課長
〃	企画財政部財政課副課長